

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間：令和4年12月1日～令和7年11月30日までの3年間

2. 数値目標と取組目標

【数値目標】

- ・有給休暇の年間取得日数を6日以上にする
- ・在職中の社員が離職をしない働く環境づくりを行う

【取組目標】

令和4年12月～

- ・全社員に向け、行動計画を周知公表する。

令和4年12月～

- ・女性が働きやすい職場環境づくり及び職務について検討する

令和4年12月～

- ・時間外労働や有給休暇の取得状況などを定期的に確認し、必要があれば改善を行う